



平成22年度 税制改正の実務ポイント

平成22年度税制改正のポイントと

民主党税制の行方

矢ヶ崎清税理士事務所
業務推進チーム

〒386-0012長野県上田市中央2-17-4

Mail: info@yagasaki.co.jp

I 法人課税

1 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

廃止の概要

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度(いわゆる「一人オーナー会社課税」)が、廃止されました。

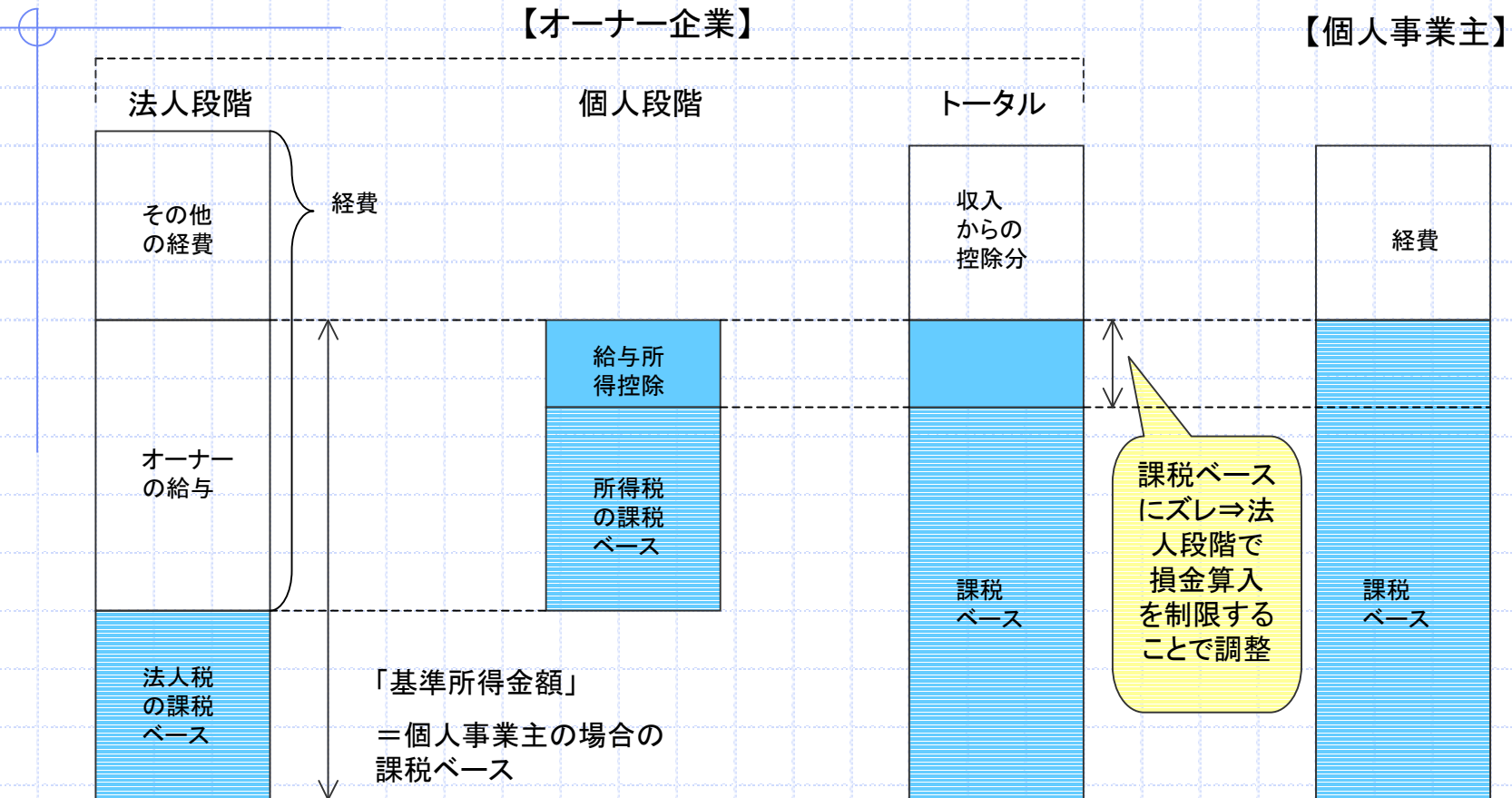
一人オーナー会社課税は、役員給与が法人段階で損金に算入され、かつ、個人段階で給与所得控除の対象となる「二重控除」を是正する目的で導入されましたが、その経緯では、給与所得控除の見直しを検討したところ、サラリーマン等の反発を招いたことで断念し、役員狙い撃ちの規制にすり替えたことに批判がありました。今回の改正で、本制度は廃止されますが、オーナーの給与に関する課税のあり方については、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置が、平成23年度税制改正で講じられる予定です。

<適用関係>

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は、平成22年4月1日以降に終了する事業年度から適用されません。

I 法人課税

1 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止



一人オーナー会社課税：平成18年度税制改正創設

I 法人課税

1 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

一人オーナー会社課税について

対象企業:

実質的な一人会社(オーナー及びその同族関係者等が株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社)

措置の内容:

オーナーへの役員給与について「経費の二重控除」に相当する部分(給与所得控除相当部分)の法人段階での損金算入を制限

適用除外:

- ①基準所得金額(法人所得+オーナーの給与)が1,600万円以下の法人(19年度改正で800万円から引上げ)
- ②基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナーの給与の割合が50%以下の法人

I 法人課税

1 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

オーナー個人の課税に衣替え！？

民主党のマニフェストでは、①中小法人に対する軽減税率の引下げ(現行18%から11%へ)、②特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が挙げられていました。

②は最後の最後に平成22年度改正で廃止が実現しましたが、①中小軽減税率の引下げについては、財源確保が困難なことから、改正が見送られました。税制改正大綱によると、「課税ベースの見直しによる財源確保などと併わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します」と明記しており、引下げの方向性は変わりません。

一方、廃止されたとはいえ、②は「二重控除」の問題解消を給与所得控除の見直しの中で検討することとしており、所得税法に特殊支配同族会社の業務主宰役員が定義されて、給与所得控除が制限される可能性があります。

I 法人課税

参照: 中小企業者等の法人税率の特例(平成21年度税制改正より)

改正の概要

中小法人等に対する法人税の軽減税率が一定期間、22%から18%に引き下げられました。今回の税率の引下げは、資本金等の額が1億円以下である中小企業の所得金額800万円以下の金額に対する軽減税率のほか、公益法人等の軽減税率、協同組合等の軽減税率、人格のない社団等の軽減税率も広く対象としています。

中小企業等の軽減税率引下げの概要

対 象	現行制度の税率		平成21年4月1日から平成23年3月31日
大企業(資本金1億円超)	所得区分なし	30%	30%
中小企業 (資本金1億円以下)	年所得800万円超の部分	30%	30%
	年間所得800万円以下の部分	22%	18%

I 法人課税

参照: 中小企業者等の法人税率の特例(平成21年度税制改正より)

<適用関係>

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する軽減税率に適用されます。

<ここがポイント！>

注意したいのは、22%の軽減税率を一律、18%に下げるのではなく、年所得800万円以下の部分に対する税率の引下げとなる点です。したがって年所得800万円超の部分は30%のままです。

当然のことですが所得がない(赤字)場合にはこの改正は意味のないものです。

<民主党マニフェスト2010>

中小企業向けの法人税率を現在の18%から11%に引き下げる。???

I 法人課税

2 グループ法人税制の創設

制度の概要

グループ内(100%資本関係のある国内会社間)の取引について、円滑な資産移転ができるように税制が整備されます。このグループには株主が個人の場合を含み、オーナーを中心とする同族グループも対象となりますが、取引ごとに対象者が決められています。制度の内容と併せて、対象者を確認する必要があります。

(1)グループ法人間の譲渡

100%グループ内の法人間において、固定資産や土地、有価証券、金銭債権、繰延資産(売買目的有価証券、帳簿価額1,000万円に満たない資産を除く)の移転による譲渡損益を確認しないこととし、その資産がグループ外に移転等するときまで、損益の計上が繰り延べられます。

I 法人課税

2 グループ法人税制の創設

(2)グループ法人間の寄附

100%グループ内の法人間の寄附金について、支払い・受取りのいずれの側においても、損益に不算入とされています。寄附金を支出した法人においては、金額が損金不算入となり、寄附金を受取った法人においては、金額が益金不算入とされるということです。

(3)グループ内法人からの現物分配

100%グループ内の法人から現物分配(みなし配当を含む)について、譲渡損益の計上が繰り延べられます。この場合、源泉徴収等を行わないこととされています。

I 法人課税

2 グループ法人税制の創設

(4)グループ内法人からの受取配当

100%グループ内の法人からの受取配当についてはこれまで、負債利子に係る部分は益金不算入額から控除されていましたが、負債利子控除されないこととなりました。

<適用関係>

(1)～(3)の改正は、平成22年10月1日から適用されます。なお、(4)の改正は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

I 法人課税

3 子会社の中小特例不適用

○ 大法人の100%子法人は、資本金の額が5億円以上の法人(大法人)又は相互会社等の100%子会社(資本金1億円以下の中小企業)については、以下の中小企業向け特例措置について適用されないこととなりました。

中小企業向け特例措置(以下、中小特例)

- ①交際費の損金算入の特例
- ②軽減税率
- ③特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用
- ④貸倒引当金の法定繰入率
- ⑤欠損金の繰戻しによる還付制度

<適用関係>

平成22年4月1日から開始する事業年度から適用されます。ただし、資本金等の判定は、事業年度末で行われる見込みです。

I 法人課税

4 退職金共済・倒産防止共済の拡充(所得税・法人税)

(1)中小企業退職金共済制度(いわゆる「中退共」)の加入対象者に追加される、事業主の同居親族のみを雇用する事業の従業員、及びその従業員に係る事業主について、以下の措置が講じられます。

- ①その事業主掛金について、事業主の所得の計算上必要経費に算入されます(法人の場合は損金算入)。
- ②その事業主掛金に係る従業員の給与所得の計算上、収入金額に算入されません。
- ③その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については公的年金等控除が適用され、一括払いの退職金については退職手当等とみなされます。

I 法人課税

4 退職金共済・倒産防止共済の拡充(所得税・法人税)

(2)中小企業倒産防止共済法の改正を前提に、特定の基金に対する負担等の損金算入の特例について、対象となる掛金の見直しが行われます。

具体的には、

- ①共済金の貸付限度額の引上げ
(現行3,200万円から8,000万円へ)
- ②掛金総額の限度額の引上げ
(現行320万円から800万円へ)
- ③掛金月額額の限度額の引上げ
(現行8万円から20万円へ)

を行うことに伴い、損金算入される掛金の限度額が、現行の320万円から800万円に引き上げられます。

Ⅱ 個人所得課税

1 扶養控除の見直し

- (1) **15歳までの年少扶養親族**に対する扶養控除(所得税38万円、個人住民税33万円)が廃止されます。
- (2) **16歳～18歳までの特定扶養親族**に対する扶養控除の上乗せ部分(所得税25万円、個人住民税12万円)も廃止されます。

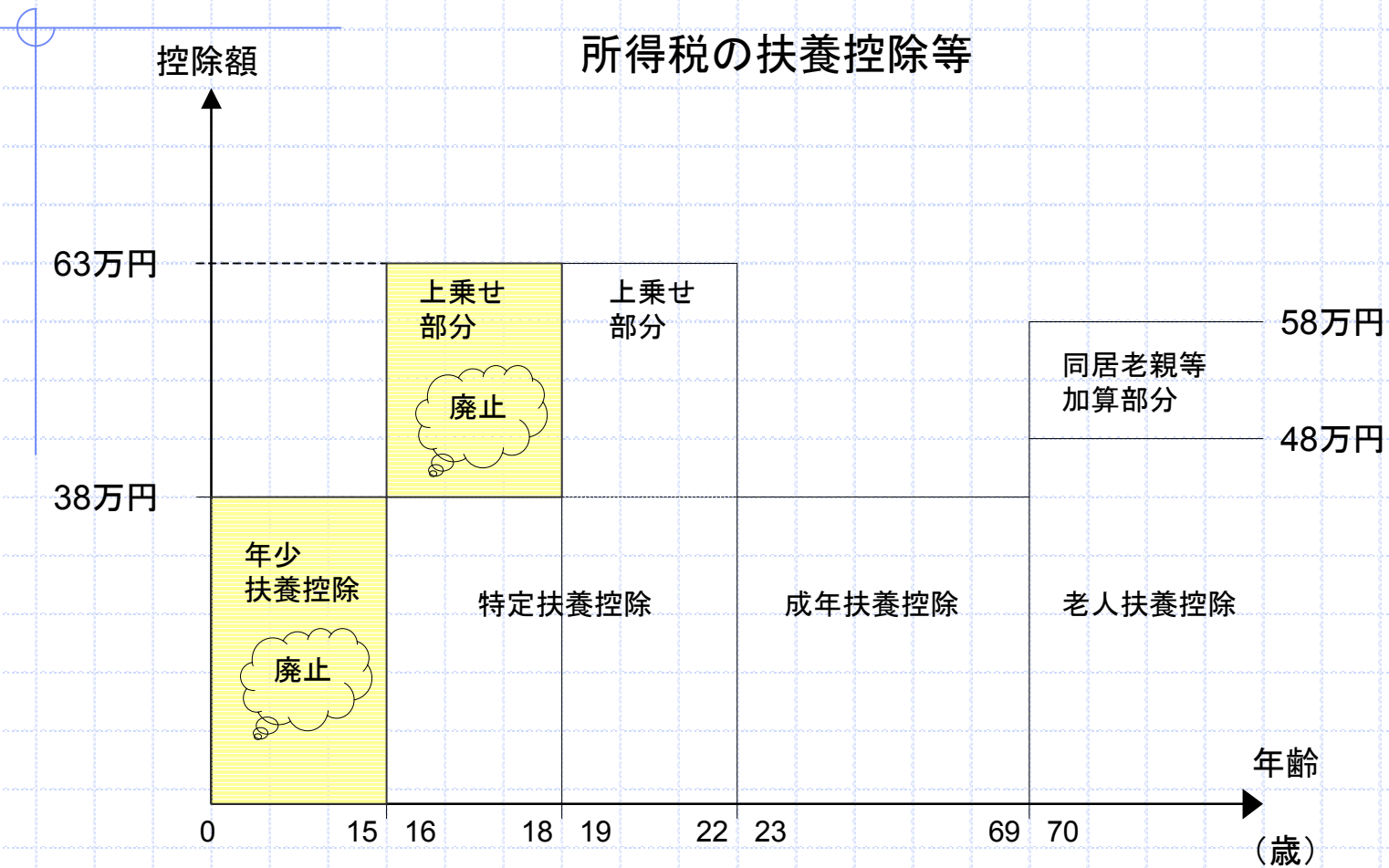
今回の見直しは、民主党の政策である「控除から手当へ」を実行に移すための第一歩になるものです。

(1)の対象は子ども手当(1人につき月2万6,000円、平成22年度は半額)を受ける世帯、(2)は高校の授業料実質無償化(公立高校は年間12万円、私立高校は年収に応じて最高12万円の加算あり)との引換えで、所得控除の扶養控除を廃止又は縮減することとしたのです。

なお、子ども手当、高校の実質無償化はともに所得税・個人住民税を課さない(非課税)こととされています。

Ⅱ 個人所得課税

1 扶養控除の見直し



Ⅱ 個人所得課税

1 扶養控除の見直し

<適用関係>

(1)と(2)のいずれも、所得税は平成23年分以後から適用し、個人住民税は平成24年度分以後から適用されます。

子ども手当の支給、高校の実質無償化はともに平成22年度から始まる予定なので、手当のほうが先行して実施されます。

Ⅱ 個人所得課税

1 扶養控除の見直し

控除から手当へ

「**所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ**」が民主党の政策です。

なぜ、こうした方向性を今の時期に示すのかというと、ここ数年、目立ちつつある所得格差を是正させていく上で、所得税が持つ所得再配分機能を高めようとする狙いがあるからです。

税制改正大綱では、年少扶養控除の38万円は、高所得者にとって10万円を超える減税になるのに低所得者では2万円の減税にしかならないことを指摘しています。平成23年度以後も所得控除の見直しは続き、配偶者控除や給与所得控除の上限などが検討される模様です。

一方、税額控除・手当のほうでは、税額控除を手厚くしたうえで、控除額がその人の所得税額を上回る額(課税最低限を下回る場合は全額)を現金で給付する「給付付き税額控除」の導入を視野に入れていきます。ただし、給付付き税額控除の実施には「**納税者番号制度**」が不可欠といわれています。

Ⅱ 個人所得課税

1 扶養控除の見直し

納税者番号制度の導入

民主党は、税制改革と社会保障制度改革は一体的に捉えて推進する方針です。

既に、政府税制調査会には「納税環境整備プロジェクトチーム」が設置され、平成22年中を目途に結論を出す予定としています。

また、番号の付番・管理の主体は歳入庁が適当としています。この歳入庁は、日本年金機構を廃止して、国税庁に統合するものです。この歳入庁の設置についても、今後、検討が進められます。

Ⅱ 個人所得課税

2 生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、新たに介護又は医療保険を加えた3タイプの各保険料控除の合計適用限度額が、所得税は12万円、個人住民税は7万円に引き上げられます。

3タイプとは、

- ①介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、所得税の適用限度額を4万円、個人住民税の適用限度額を2万8,000円とする所得控除(介護医療保険料控除)が新設されます。
- ②現行の一般生命保険料控除の適用限度額は、所得税で4万円、個人住民税で2万8,000円とされます。
- ③現行の個人年金保険料控除の適用限度額は、所得税で4万円、個人住民税で2万8,000円とされます。

Ⅱ 個人所得課税

2 生命保険料控除の改組

<適用関係>

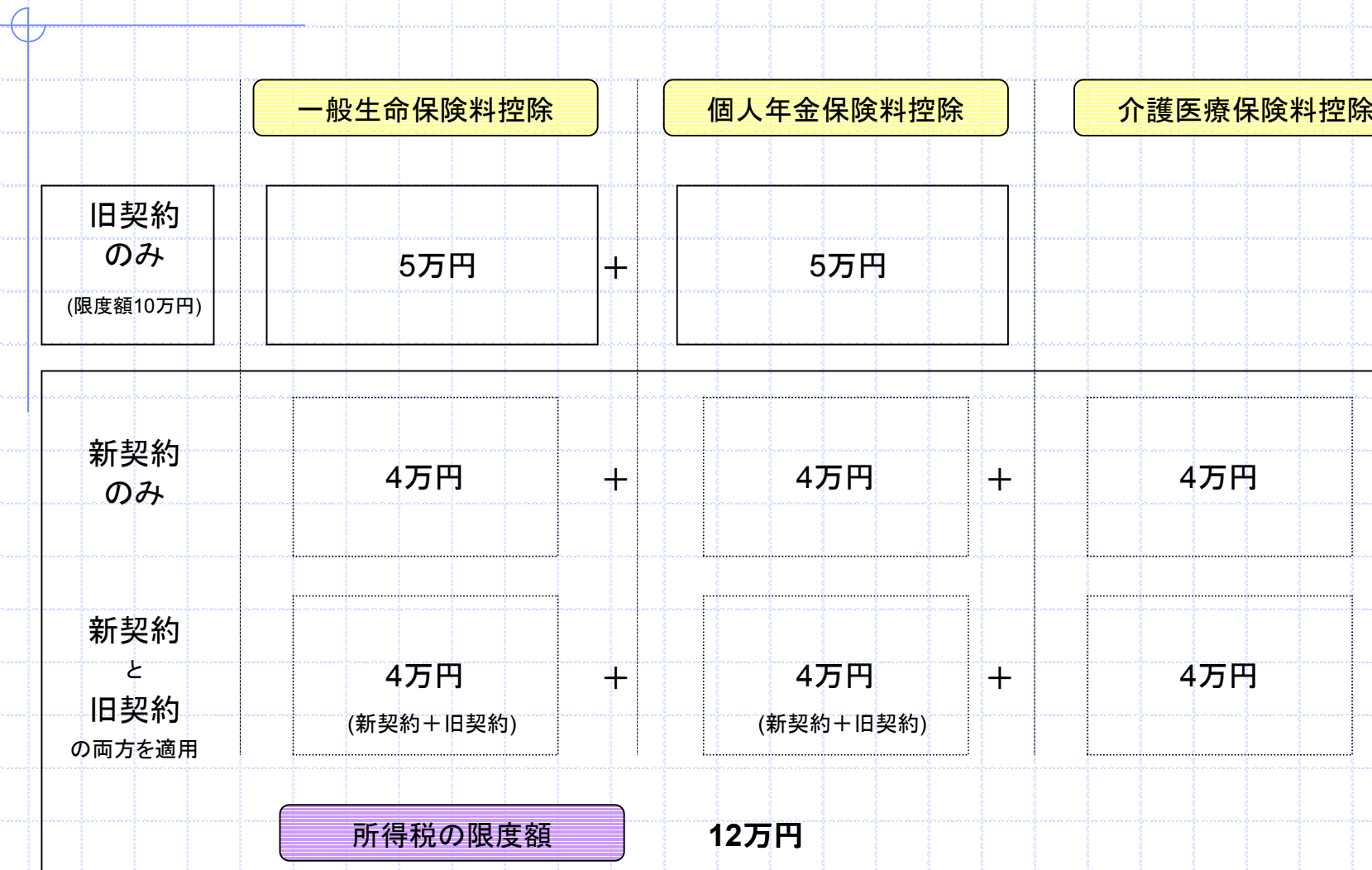
平成24年1月1日以後に締結した新契約の生命保険料控除について、平成24年分以後の所得税又は平成25年分以後の個人住民税から適用されます。

平成23年12月31日以前に締結した旧契約は、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用限度額について、現行どおり、所得税は5万円、個人住民税は3万5,000円で計算します。

新契約と旧契約の双方について、生命保険料控除の適用を受ける場合は、所得税4万円、個人住民税は2万8,000円を上限として、それぞれの金額の合計額で適用を受けることとなります。

Ⅱ 個人所得課税

2 生命保険料控除の改組



Ⅱ 個人所得課税

3 寄附金控除の見直し

所得税の寄附金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。
寄附金控除額は以下のとおり計算し、**小口の寄附金でも2,000円を超えれば対象となります。**

寄附金控除は、平成17年度と平成19年度に控除可能限度額の引上げ(総所得金額の25%→30%→40%)、平成18年度に適用下限額の引下げ(1万円→5,000円)が行われ、毎年のように拡充されています。

その年中に支出した特定寄附金(*)の合計額

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{寄附金} \\ \text{控除額} \end{array}} = \left[\begin{array}{c} \text{総所得の} \\ \text{40\%相当額} \\ \text{が限度} \end{array} \right] - 2,000\text{円}$$

Ⅱ 個人所得課税

3 寄附金控除の見直し

* 特定寄附金とは、

- ①国又は地方公共団体に対する寄附金
- ②指定寄附金
- ③特定公益増進法人に対する寄附金
- ④認定NPO法人に対する寄附金
- ⑤政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)

<適用関係>

平成22年分以後の所得税(所得控除)から適用されます。

Ⅱ 個人所得課税

4 少額上場株式等の非課税口座の創設

上場株式等の配当所得や譲渡所得は10%(所得税7%、個人住民税3%)の軽減税率が適用されていますが、平成24年から本則20%(所得税15%、個人住民税5%)に引き上げられることに伴い、年間100万円を限度に3年間の積立てができる少額上場株式等の非課税口座が創設されます。

非課税口座を開設した年の1月1日から10年以内に支払を受ける配当や譲渡益について、所得税や個人住民税を非課税とする制度です。

非課税口座のイメージ

【開設者】20歳(その年1月1日において満20歳)以上の居住者等

【対象】上場株式等の配当所得、譲渡所得

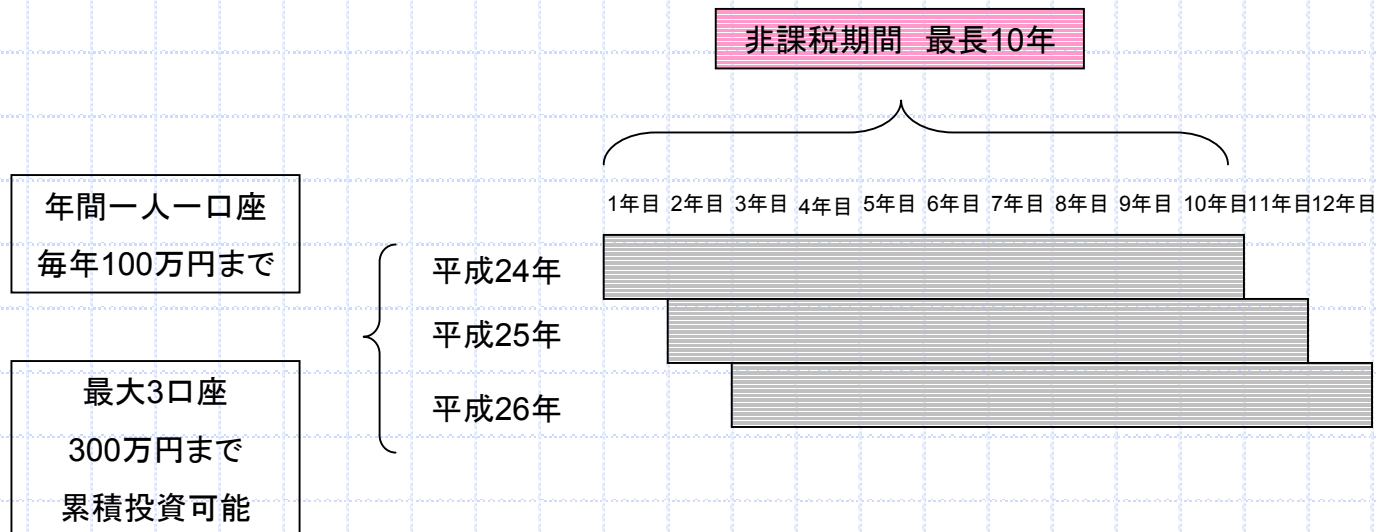
【投資額】最大300万円(100万円×3年間)

【口座数】年間1人1口座(毎年、異なる金融機関に口座開設することは可能)

【保有期間】最長10年間、途中売却は自由(売却した枠の再利用は不可)

Ⅱ 個人所得課税

4 少額上場株式等の非課税口座の創設



<適用関係>

所得税、個人住民税ともに平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内
上場株式等の配当等及び同日以後の同日座内上場株式等の譲渡に適用されます。

Ⅱ 個人所得課税

4 少額上場株式等の非課税口座の創設

金融所得は20%で一体課税へ

民主党は、所得再分配機能が低下している理由に所得控除の問題と金融所得の軽減税率を挙げています。株式等への投資ができる富裕層ほどその恩恵は大きく、自民党政権時代の軽減税率を続ける限り、所得格差は広がるからです。

このため、軽減税率は平成23年末で打ち切られる一方で、一般投資家の投資意欲を減退させないため、非課税口座が平成24年に創設されるほか、投資リスクに配慮して、損益通算の対象範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めていく方針です。

平成23年度改正では、公社債の利子(源泉分離課税)や譲渡所得(非課税)に対する課税方式を申告分離課税に改め、上場株式の配当や譲渡益・損と損益通算ができる方向で検討される模様です。

Ⅲ 資産課税

1 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金贈与を受けた場合の非課税特例が拡充されるとともに、その適用期限が平成23年12月31日の贈与まで延長されます。

自民党政権下の非課税特例は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の贈与で、非課税となる金額は500万円までですが、改正後は

①平成22年中に贈与を受けた人は1,500万円、

②平成23年中に贈与を受けた人は1,000万円、

までを非課税としています。

重複する平成22年中の贈与については、前政権の500万円非課税特例と新政権の1,500万円非課税特例との選択となります。

Ⅲ 資産課税

1 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充

誰もが金額の大きい新政権の特例を選ぶところですが、新制度は、**贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の人を対象とするので、2000万円を超える人は500万円非課税特例を適用することになります。**

贈与税の計算に当たっては、基礎控除110万円の暦年課税、又は相続時精算課税の贈与時非課税枠2,500万円と一緒に適用できる点は両制度とも同じです。

<適用関係>

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間の贈与が対象となります。

Ⅲ 資産課税

2 相続時精算課税の住宅特例の廃止

親から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(1,000万円特別控除)は、平成21年12月31日の適用期限をもって終了しました。

ただし、贈与する親の年齢が60歳未満でも対象となる年齢制限緩和の特例は2年延長されます。したがって、住宅取得等資金の適用要件を満たしていれば、**65歳未満の親が20歳以上の子に贈与する場合に相続時精算課税の一般控除額2,500万円を適用できます。**

1の非課税特例を併用すれば、平成22年中の贈与で最大4,000万円まで贈与税がかかりません。なお、非課税特例に相続時精算課税を併用する場合は、精算課税分については相続財産となる点に注意が必要です。

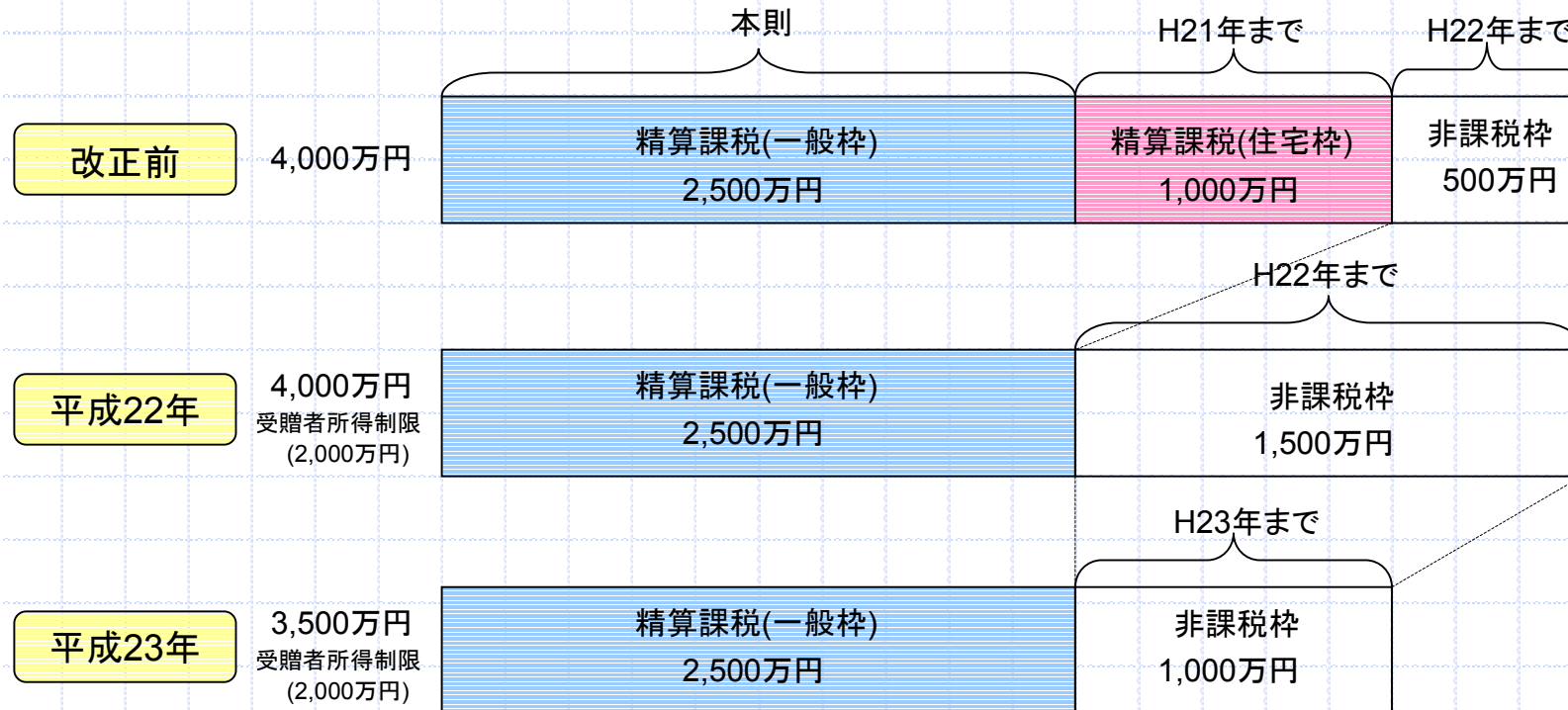
<適用関係>

相続時精算課税の住宅取得等資金贈与の特例は、贈与する親の年齢要件の特例が平成23年12月31日の贈与まで延長される以外は、平成21年12月31日までの贈与で廃止されました。

Ⅲ 資産課税

2 相続時精算課税の住宅特例の廃止

改正前の制度と改正後の制度



IVその他

平成22年度税制改正その他重要項目一覧

①中小企業投資促進税制・・・平成23年3月31日まで延長

【対象者】資本金1億円以下の法人

【対象事業】製造業、建設業、卸売業・小売業、サービス業他

【対象設備】機械及び設備のすべて(1台・1式で160万円以上)他

【措置内容】取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用

②法人の繰越欠損金の繰戻還付・・・平成24年3月31日まで延長

中小企業者等の法人の繰越欠損金の繰戻還付の不適用

③少額減価償却資産の特例・・・平成24年3月31日まで延長

中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入を認める制度